



# 旦過火災から2年

## 地域・警察・消防が三位一体となった火災予防啓発！

令和4年8月10日に発生した旦過火災から、2年の節目を迎えるにあたり、**地域・警察・消防が一体となった火災予防啓発**を実施します。

地域と消防が啓発チラシを用いて火災予防を呼びかけ、警察が「業務上失火罪」の周知により火災予防を呼びかけます。

また、今年度、木造の建物が密集する地域等にある**木造飲食店**を対象に、**簡易型自動消火装置の設置費の一部を補助**する事業が新たに始まりました。事業の案内や、実際に簡易型自動消火装置を設置した店舗への防火指導、さらに、自動消火装置を使った消火実演を行いますので、是非、取材方お願いします。

## 1 日 時

令和6年8月8日（木）15時から16時30分まで  
※荒天時は延期、雨天時は消火実演のみ中止します。



## 2 場 所

【出発式】商工貿易会館（小倉北区古船場町1番35号）1階フロア  
【啓発活動】旦過地区市場商店街等（小倉北区魚町四丁目）

## 3 参加者

旦過市場商店街関係者、小倉北警察署、小倉北消防署、消防局、産業経済局  
※総勢約50名

## 4 スケジュール

時間	実施内容
15時00分	<出発式> 【旦過市場商店街会長】 中尾 憲二 挨拶 【小倉北警察署長】 磯辺 芳文 挨拶
15時15分	<火災予防啓発> 【市場商店街関係者】 啓発チラシを用いた呼びかけ 【小倉北警察署職員】 「業務上失火罪」の周知 【小倉北消防署職員】 啓発・補助事業の案内 ※警察と消防による防火・防犯パトロールも行います。
15時30分	<簡易型自動消火装置の設置費の一部を補助> 店舗住所：魚町三丁目2番17号
15時50分	<消火実演> 【消防局職員】 自動消火装置の消火実演 【市場商店街関係者】 （場所：魚町四丁目4番空地）

令和6年度

北九州市  
簡易型自動消火装置  
設置費補助事業

9割補助  
補助額  
最大55,000円

### 簡易型自動消火装置とは

厨房からの  
火災には  
簡易型  
自動消火装置の  
設置が有効!

火災の熱を感知して、  
自動で消火薬剤を放射する簡易な消火装置  
24時間いつでも厨房からの火災を防止

感知温度  
95°C以上

調理中も  
誤作動  
しにくい!



実験動画を見てみよう!



木造の建物が密集する地域で火災が発生した場合、  
火災が大規模化するおそれがあります。



簡易型自動消火装置を設置し、火災を防ぎましょう!

## 補助について

対象

北九州市内の木造の建物が密集する地域等にある木造飲食店

※消防局が定める地域内にあること、消防職員による防火指導を受けていることなどの条件があります。

補助額

1台あたりの購入・設置に要した費用の  
9割、かつ55,000円を限度として補助

※補助の対象となる経費は、費用の消費税及び地方消費税を除いた額になります。

設置を希望する  
木造飲食店には  
防火指導を行うため、  
消防職員が訪問します。



①設置の総額(②×1.1) (消費税を含む)	②補助対象経費 (消費税を除く)	③補助額(②×0.9) 限度額55,000円	④申請者の自己負担額 (①-③)
55,000円	50,000円	45,000円	10,000円
66,000円	60,000円	54,000円	12,000円
71,500円	65,000円	55,000円	16,500円

## 申請するには

登録販売店に電話をして、設置の相談、見積りの依頼をします。

①インターネット環境のある方

北九州市 簡易型自動消火装置 補助



②インターネット環境のない方

市内各消防署、分署、消防局予防課において  
「登録販売店リスト」を配布しています。



※本事業では、販売店を登録制にしています。北九州市認定の登録販売店を経由して設置した場合に限り、補助金交付の対象となります。

## 登録販売店に連絡をした後は

申請書類  
の提出

設置工事

設置完了の報告

補助金請求  
の手続き

お店から  
一歩も出ないで  
設置できます!



すべての手続きを登録販売店がサポートします!



年度内に設置工事の完了を確認し、補助金の交付審査を終了する必要があります。申請は早めにお願いします。(令和7年1月までを目標)

確認事項

- 本事業で補助対象とする簡易型自動消火装置(以下「消火装置」という。)は、厨房周りの火災に対応していますが、一般的な住宅用に製造された製品であり、飲食店用に製造された製品ではありません。
- 消火装置を設置後の維持管理や耐用年数経過後の交換や処分は申請者が行い、その際の経費は、申請者が負担してください。
- 移店等により消火装置を使用しなくなった場合、他者に消火装置の譲渡や転売は行わず、撤去及び処分は申請者で行い、その際の経費は、申請者が負担してください。
- 消火装置の作動により、こんろの火が消えた場合でも、ガスの供給が継続された場合は、ガス漏れによる二次災害のおそれがあるため、ガス漏れ警報器を設置するなど、二次災害防止の措置を講じてください。

## お問い合わせ先

①事業内容に関すること

消防局予防課

☎093-582-3836

②申請書類等や補助金に関するこ

産業経済局サービス産業政策課

☎093-582-2050